

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和5年3月27日発行（山梨県公報号外第15号）山梨県監査委員告示第3号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団	
所管部（局）課	県民生活部 県民生活総務課	
監査実施日	令和4年10月21日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
(指導事項)	<p>特定費用準備資金等取扱規則第6条第1項に、特定資産は、他の資金と明確に区分して管理することが定められているが、特定資産として保有している福祉向上助成事業資金、表彰事業資金及び法人運営資金について、個別に管理する主要簿としての総勘定元帳が、各特定資産ごとに作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>特定資産ごとの総勘定元帳作成について、規則の認識不足により特定資産全体で作成してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度分総勘定元帳については、各特定資産ごとに仕訳し個別に管理することとした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は規則に則った仕訳処理について複数の職員でチェックし、再発防止に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>職員相互による確認を行い、適時適正な事務の執行や再発防止に努めるよう財団に対し指導した。</p>

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部（局）課	リニア未来創造局 二拠点居住推進課	
監査実施日	令和4年11月4日 令和5年2月7日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
(指導事項)	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨ビジネスパークにおいて、平成13年度及び平成14年度に売却した2区画の売却先の会社が破産したことにより、土地代金が未収金となっており、破産債権として計上している。現在は、破産手続きの中で、破産管財人から営業譲渡された別会社の所有となっている。</p> <p>これまで他の債権者からの競売申立てや任意売却の協議を行ってきたが、債権の回収に至っていない状況である。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>引き続き現所有者や他の債権者等の動向に注視しながら、土地の任意売却や競売等の最適な回収方法や実施時期を検討し、その実行により未収金の回収に努める。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は土地の割賦販売は行わず、売却代金の未収金が発生しないよう、契約時の確認を徹底</p>

<p>2 会社が保有する山梨ビジネスパーク内の調整池（土地）について、固定資産原簿に記載されておらず、貸借対照表及び財産目録に資産として計上されていなかった。</p> <p>3 会計規程第 74 条に「本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、山梨県建設工事執行規則その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によるものとする。」と定められているが、平成 27 年 4 月 1 日付で単年度契約を締結以降、毎年度自動更新により対応している警備業務委託契約書について、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4 事務決裁規程第 4 条第 1 項及び別表により、金額 1,000 万円以上 5,000 万円未満の収入の決定に関することについては、常任理事の専決事項とされているが、事務局長の決裁となっているものがあった。</p>	<p>し、再発防止に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b> 速やかに債権を回収するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 当該土地は、山梨ビジネスパーク用地として取得し、その中に調整池を設置したもので、当初は簿価に算入していたが、販売対象土地ではないことから、平成12年度に資産から除外した。平成30年度に実施された監査での指導により、資産に計上されていない公社名義の土地を保有していることを明確にするため、土地の状況、登記事項証明書等を備えた資産台帳を作成し、管理してきた。</p> <p>（対応状況等） 令和4年度決算処理において、備忘価額にて有形固定資産に計上する。</p> <p>（再発防止策） 今後は、保有資産について、会計規程、企業会計等に則り、財務諸表へ計上することとする。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b> 速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p> <p>3（発生原因の検証結果） 公社の警備業務については、平成20年度から単年度契約により委託を開始し、平成27年度から自動更新の条項を設け契約を行ってきた。平成23年4月の山梨県暴力団排除条例施行に伴い当該条項を追加し規程の整備をすべきところ失念していた。</p> <p>（対応状況等） 令和5年度に暴力団排除条項の規定を設けた契約書を締結する。</p> <p>（再発防止策） 今後は、各契約締結時に契約書の内容を十分確認し再発防止に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b> 速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p> <p>4（発生原因の検証結果） 事務決裁規程の該当条項について確認が不十分であった。</p> <p>（対応状況等） 令和4年度分について、速やかに常任理事の決裁を受けた。</p> <p>（再発防止策） 今後は、事務決裁規程に則り、適正な事務</p>
---	--

	<p>処理に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金	
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和4年12月2日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
(指導事項)	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>これまで財務諸表の注記の中に同内容が記載されていることから附属明細書を作成していなかった。</p> <p>附属明細書作成について、法令の規定及び財務諸表の注記に明細を記載する場合には、その旨の記載をもって作成省略が可能とする公益法人会計基準の規定について理解が不足していた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度決算資料から財務諸表の末尾に「附属明細書</p> <p>1 基本財産及び特定資産の明細 財務諸表の注記に記載のため省略」と記載する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>理事会、総務等の分野ごとに定期的に法令・基準等を確認する時間を設ける。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>基金事務局に対し適切な事務の執行を指導した。</p>

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課	
監査実施日	令和4年11月8日、9日	令和5年2月7日
	監査の結果	団体が講じた措置等
(指導事項)	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>賃貸住宅未収金 2,950,071 円</p> <p>退去者負担修繕未収金 4,783,835 円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>いずれの未収金も、相当期間が経過した債権である。賃貸住宅未収金は、公社賃貸住宅の退去者の未収家賃であり、債務者の死亡、住所不明などにより、回収が困難となっている。退去者負担修繕未収金は、県営住宅入居者が退去時に負担する修繕費用の未収分であり、債務者の住所不明などから督促対応が滞っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>賃貸住宅未収金については、顧問弁護士とも相談を行い、相手方の状況を踏まえた回収対応</p>

<p>2 長期未収金について、次のとおり不備があった。</p> <p>①平成 29 年度以後の督促記録が整備されておらず、督促状況が確認できなかった。</p> <p>②退去者負担修繕未収金に関する取扱要領に、居住地が判明している者に対し督促状等を発送することが定められているが、令和 3 年度に行った居住地再調査により居住地が判明した者に対し、発送されていないなかった。</p> <p>3 消費税の還付加算金は消費税の課税対象とはならないが、令和 2 年度の消費税確定申告に係る還付加算金を消費税の課税対象として会計処理しており、消費税が過大に納付され</p>	<p>を検討している。退去者負担修繕未収金については、居住地再調査により住所が判明した相手方に督促状を発送し、5名から428,372円の未収金を回収した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>債務者の死亡、住所不明などにより回収が困難な未収金については、適時に顧問弁護士に相談するなど、より効果的な徴収対応を実施し、長期未収金の回収に努める。</p> <p>※令和5年3月末現在 未収金残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅未収金：2,950,071円</li> <li>・退去者負担修繕未収金：4,355,463円</li> </ul> <p>【県が講じた措置】</p> <p>死亡、住所不明など回収の対応が困難な案件については、顧問弁護士に相談し、長期未収金の回収を図るよう指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>①債務者の死亡、住所不明などにより、通常の督促対応では回収が困難な状況となっていたことから、督促対応自体が滞っていた。</p> <p>②退去者負担修繕未収金については、令和3年度に居住地再調査を実施し、居住地が判明した者へ督促状送付を計画していたが、他の業務と重なるなどにより、督促状の発送対応が滞っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>①顧問弁護士とも相談を行い、相手方の状況を踏まえた回収対応を検討している。</p> <p>②居住地が判明した者に対し督促状を発送し、一部未収金を回収した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>①公社賃貸住宅の退去者に係る未収金については、顧問弁護士とも相談し、相手方の状況に応じた法的対応を検討するなど、今後も可能な限り未収金の回収に努めるとともに、対応等の記録も整備する。</p> <p>②督促状の発送にあたっては、複数の職員で発送スケジュールを共有し、発送状況の進捗管理を行い、適時な督促状発送に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>通常の督促対応では回収が困難な未収金については、督促未実施の理由やその状況等についても記録を残すよう指導した。</p> <p>督促状については、発送漏れがないよう組織内でのチェック体制の強化を指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>消費税の還付加算金については毎年発生するものではなく、事務処理について不慣れであったため、甲府税務署からの「国税還付金</p>
--	--

<p>ていた。</p>	<p>振込通知書」に記載の「課税対象」という表現を「消費税の課税対象」と誤った認識で処理を行った。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>税務署にも照会するなど、消費税の還付加算金の正しい会計処理の確認を行った。</p> <p>なお、過大納付した消費税の更正の請求は、公社顧問会計士に相談を行い対応する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今回の件も含め、通常とは異なる事案が生じた場合や不明な点があれば、関係機関に問い合わせるなど、適切な会計処理を行うこととする。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>公社内で事務処理について確認するとともに、不明な点が生じた場合には関係機関に確認を行うなど、再発防止に努めるよう指導した。</p>
<p>4 公社所有地に係る使用許可について、毎年度、使用料の収入を行っているが、使用料や使用許可期間等の根拠となる書類が確認できなかった。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>使用許可等の根拠となる書類を元に事務処理を行うべきところ、過去からの請求状況を踏まえ、公社と事業者間で設置本数等の確認を行い、処理を行っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>設置状況の確認を行うとともに、事業者から公社財産使用許可申請を提出させるなど、根拠書類の整備を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>根拠書類の保管については、紙媒体での保管に加え、電子データでの保存 (PDF) も併せて行うこととした。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>使用許可書等関連資料の整備状況を確認した。</p> <p>今後は使用許可書に基づく適正な処理を行うよう指導した。</p>
<p>5 県営住宅遊具撤去補修工事において、工事請書に添付された工事設計書に遊具撤去に伴う産業廃棄物の運搬処分費が計上されていたにもかかわらず、当該運搬処分が終了する前に、請負代金が支払われているものがあつた。</p>	<p>5 (発生原因の検証結果)</p> <p>産業廃棄物の運搬処分状況について、確認が不十分であり、最終処分が完了していない段階で支払いを行ってしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>当該工事についてはマニフェストにより最終処分の確認を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>産業廃棄物が発生する工事に係る契約業務の履行確認においては、マニフェストにより最終処分を確認したうえで支払いを行うよう徹底する。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p>

<p>6 県営住宅等管理業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、県営住宅等退去修繕等基本契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>産業廃棄物の処分については、マニフェストを確認してから支出するよう、組織内でのチェック体制の強化を指導した。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 認識不足により、契約解除のための暴力団排除条項が欠落していることに気付かなかった。 (対応状況等) 令和5年度からの契約において、契約解除のための暴力団排除条項を追加した。 (再発防止策) 契約解除のための暴力団排除条項を改めて職員に周知し、契約書への条項追加を徹底した。 【県が講じた措置】 改正された契約書に暴力団排除条項が設けられていることを確認し、再発防止に努めるよう指導した。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター		
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課		
監査実施日	令和4年11月15日		
	監査の結果		団体が講じた措置等
<p>(指導事項)</p> <p>財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の評価基準及び評価方法は原則として償却原価法によるとされているが、基本財産として運用している投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差が多額な債券について、償却原価法が採用されていなかった。</p>		<p>(発生原因の検証結果) 基本財産の投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差が多額な債券に対しては、償却原価法を採用するとの認識が職員になかったため、同法が採用されてなかった。 (対応状況等) 令和5年度から償却原価法を採用することとした。 (再発防止策) 同様の事態が発生しないよう、全職員に償却原価法に関する知識の共有を図った。 【県が講じた措置】 償却原価法に関する知識の共有を図るとともに、計画的な債券の運用に努めるよう指示徹底した。</p>	

監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構		
所管部(局)課	産業労働部 産業政策課		
監査実施日	令和4年12月12日、13日	令和5年2月9日	
	監査の結果		団体が講じた措置等
<p>(指導事項)</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 設備貸与事業(割賦販売事業・リース事業)に係る未収金 457,678,331円</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) この未収金は、設備を割賦購入またはリースをした企業が経営状況の変化などにより約定通りの返済ができず、発生したものである。 (対応状況等) 未収金については、企業と面談を行い、返済</p>	

<p>2 中小企業支援基盤整備事業費補助金について、同事業特別会計の正味財産増減計算書に計上された受取補助金額が実際に受領した額と相違していた。</p> <p>3 会計規程第 16 条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、消耗品等の購入にあたり、納品書のないもの及び検収が行われていないものがあった。</p>	<p>計画を作成し、回収に努めている。企業の倒産、保証人の破産など回収不能と認められる場合は、償却の会計処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>新たな未収債権が発生しないよう、調査の徹底により申請企業の業況を把握し、返済が見込めない場合は貸与を不可とする。また、貸与後は、当該企業への訪問を定期的実施し、直近の経営状況を確認するとともに、返済が厳しくなった場合は、個別に面談を行い、返済条件の見直し等により未収金の発生防止を図る。</p> <p>※令和5年3月末現在 未収金残高 設備貸与事業 419,399,085円</p> <p>【県が講じた措置】 適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>平成25年度より、職員の次年度に係る賞与支給分を引当金として費用計上しており、当該補助金の人件費補助に該当する人員についても引当金を計上している。このため、年度中に実際に支払われた人件費(実際に補助金として受領した金額)と決算において引当金として費用計上する人件費に差が発生している。</p> <p>その差額を受取補助金の計上額で調整したため、実際に受領した補助金額と相違が生じた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度決算から実際に受領した補助金額を受取補助金額として計上する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は実際に受領した補助金額と決算書の受取補助金額が同額であることを十分に確認し、適正に処理する。</p> <p>【県が講じた措置】 適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>消耗品等が納入された際は、納品書を徴取し、検収することとしているが、手続きに漏れがあった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>消耗品等が納入された際は、山梨県財務規則の例により「納品書を徴取し検収すること」を徹底するよう、部課長並びに各拠点長に指示を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>納品書の原本は請求書と一緒に総務課へ提出の上、写しを担当部署で保管することとし、複数名でのチェックを行うことで、手続き漏れ</p>
---	---

<p>4 会計規程第 16 条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、1 件あたり 50 万円以上の新聞広告掲載に係る随意契約において、請書が徴されていないかった。</p> <p>5 管理運営業務仕様書第 4 の 3 に「指定管理者は、施設管理に伴う共通経費について入居団体と協議のうえ、別途協定を締結し、県に報告すること。」と定められているが、当該協定書の締結及び報告がされていないかった。</p>	<p>の再発防止に努める。 【県が講じた措置】 適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県財務規則の確認不足により、請書の徴取が必要なことについて、認識していない部署があった。 (対応状況等) 1 件あたり 50 万円以上の契約を締結する際には、山梨県財務規則の例により「請書を徴取すること」を徹底するよう、部課長並びに各拠点長に指示を行った。 (再発防止策) 請書の徴取が必要な際は、部課長が徴取したことを確認して手続きを進めることとし、徴取漏れの再発防止に努める。 【県が講じた措置】 適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 施設管理に伴う共通経費については、入居団体と協議を行い、面積按分により請求を行っていた。 協定書の締結については、必要性を認識していなかった。 (対応状況等) 入居団体のすべてについて協定書を締結し、県への報告を完了した。 (再発防止策) アイメッセ山梨管理運営業務の内容及び基準を十分に確認し、再発防止に努める。 【県が講じた措置】 適切な事務処理の実施及び再発防止を図るよう機構に対し指導した。</p>
--	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和 4 年 12 月 1 日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<p>(指導事項)</p> <p>会計処理規程第 21 条第 1 項に「金銭を収納したときは、日日銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、収納した金銭の一部について、金融機関に預け入れずに小口払いに使用する手許現金と併せて管理のうえ、現金支払いに充てられていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>休日等(銀行休業日)の施設利用による現金収納もあるうえに、経理事務を担当する職員が限られていることから、日日銀行に預け入れに行くことはできない状況があった。 (対応状況等) 現在、金銭を収納した際には、速やかに銀行</p>	



	<p>への預け入れを行うこととし、預け入れが困難な場合には、会計責任者が保管し、手許現金とは明確に分けて管理して、収納した現金を支払いに充てることがないように対応している。</p> <p>会計処理規程に則り、銀行の営業日・営業時間内に日日預け入れることが困難であるため、現実に沿うよう規定の一部改正に向け作業中である。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>次の理事会で、会計処理規程の一部改正を提案する予定である。</p> <p>なお、現金の取り扱いについては、現金出納簿において、利用料収入等の現金と手許現金を分けて管理し、現金の状況を確実に確認できるようにする。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>会計処理規程の「日日銀行に預け入れ」の表記について、現実に沿うよう見直しを勧めた。また、現金の取り扱いについて、現金出納簿の補助科目に収入現金と手許現金を記載することで、明確に区分し管理するという方法を確認した。</p>
--	--

監査対象団体	公益社団法人 やまなし観光推進機構	
所管部(局)課	観光文化部 観光振興課、観光資源課	
監査実施日	令和4年12月6日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 会計規程第25条に過誤納金の還付に関する会計処理について定められているが、令和3年度の地域連携DMO事業費補助金の額の確定に伴う補助金還付について、振替伝票が起票されておらず、規定の処理が行われていなかった。</p> <p>2 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、観光戦略推進費について、実績報告書に記載された対象経費の実支出額が相違しており、補助金が過大交付されていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>補助金の還付について、書面決裁は得ていたが、振替伝票の作成は不要と誤認していた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>振替伝票を作成した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>補助金還付に係る振替伝票の起票について、職員に周知徹底を図るとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。</p> <p>【県が講じた措置】</p> <p>年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>確認不足により実績報告書に記載した実支出額の相違に気付かなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>県に対し返金の手続きを行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>チェック表を用いるとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。</p>

<p>3 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、信玄公生誕500年を活用したコロナ禍反転攻勢誘客促進事業に係る実績報告書について、同補助金要綱に定められた提出期限を遅延して提出されていた。</p>	<p><b>【県が講じた措置】</b>          年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。また、過払い分について、速やかに県へ返金するよう指示した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)          事業終了日に関する認識の誤りにより、実績報告書の提出が遅延した。          (対応状況等)          令和4年度からは、提出期限を遵守している。          (再発防止策)          実績報告書は余裕を持って提出するよう準備を進めるとともに、複数での確認を徹底し、適切な事務処理に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b>          年度ごとに職員に対する注意喚起を行うよう機構に対し指示した。</p>
---	--

監査対象団体	一般社団法人 山梨県農業会議	
所管部(局)課	農政部 担い手・農地対策課	
監査実施日	令和4年10月28日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<p><b>(指導事項)</b>          「経理規程の実施に関する必要事項について」に、金額が10万円以上の印刷及び購入については、印刷伺書及び購入伺書を作成のうえ、2社以上の見積書を添付することが定められているが、10万円以上の印刷について、印刷伺書が作成されておらず、かつ2社以上の見積書が添付されていなかった。</p>		<p>(発生原因の検証結果)          研修資料に国が検討中のガイドライン通知の内容を盛り込むために研修直前まで印刷内容の調整を行ったり、新型コロナウイルス感染拡大防止への国及び県の協力要請によって研修の開催時期を急遽変更するなど事務処理に追われ、印刷伺書を作成のうえ2社以上の見積書添付が必要なことについて確認が疎かになった。          (対応状況等)          経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」を再確認し、所定の事務処理を行っている。          (再発防止策)          事務処理の徹底を図るため、全職員に向けて経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」を配付し内容を再確認するとともに、複数人によるチェック体制を構築した。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b>          経理規程及び「経理規程の実施に関する必要事項」に基づいた適正な事務処理と再発防止に努めるよう指導した。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨ライトハウス	
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)、障害福祉課(補助金)	
監査実施日	令和4年11月24日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p> <p>2 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第18条第2項及び管理運営業務仕様書第5に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>基本協定書の確認不足により固定資産の購入にあたって、山梨県の承認を受けなければならないことを認識していなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>固定資産となる備品を購入する際は、あらかじめ県の承認を受けてから購入することを関係部署で確認した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談することにより、県への承認手続きを徹底する。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談し、県の承認を得るよう指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県を被保険者としなければならないという認識が不十分であった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和4年度の加入保険は、被保険者に山梨県を追加することができなかつた為、令和5年度より加入する保険に基本協定書に基づいた条件で申し込みを行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>毎年度の賠償責任保険加入申し込みの際、山梨県も被保険者となるよう条件及び内容等漏れが無いよう、確認の徹底を行う。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>毎年度の賠償責任保険加入申し込みの際、山梨県が被保険者となるよう条件及び内容等漏れが無いよう、確認の徹底を行うよう指導した。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和4年11月18日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①管理運営業務仕様書第13に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていないものがあった。</p> <p>②契約締結日が記載されておらず、契約書の</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>①請負業者が従前から使用している契約書の様式により契約を締結し、暴力団排除条項が設けられていないことに気付かなかつた。</p> <p>②業務が煩雑な時期と重なり、起案終了後に確認せず保管してしまった。</p>

<p>押印のないものがあった。</p> <p>2 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第17条第7項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p>	<p>(対応状況等)</p> <p>①今後使用する請負契約書様式には暴力団排除条項が入っているか確認して契約を行う。</p> <p>②契約日を記載するとともに契約書に押印をした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>①契約書に暴力団排除条項が設けられていることを起案時に確認できるよう、複数人によるダブルチェック体制を構築した。</p> <p>②起案の決裁日、処理日欄を活用して、複数人によるダブルチェック体制を構築した。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>暴力団排除措置に関する出納局の通知等を送付し、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>施設利用者処遇を入力するパソコンが故障し、業務に支障を来すことから購入に急を要したこと、また、数年前に行った県との協議により、パソコンは指定管理者が購入するとの認識でいたため、その都度の確認を怠り、県の承認手続きを経ずに購入してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>今後購入する耐用年数1年以上5万円以上の備品については、その都度事前に県と協議し承認後に購入を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>基本協定書に定める諸手続きについて、今後の事務処理にあたっては、必要とされる手続き等について遺漏がないように周知徹底を図った。</p> <p>また、管理業務に係る経費で備品を購入する場合は、発注や支払の事務を行う職員以外の複数人が、県の承認の要否等についてダブルチェックを行う体制を構築した。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>固定資産の購入が必要となった段階で県に事前相談し、県の承認を得るよう指導した。</p>
--	--

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会	
所管部(局)課	産業労働部 産業人材育成課	
監査実施日	令和4年11月22日	
監査の結果	団体が講じた措置等	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>山梨県立中小企業人材開発センター利用規程第19条第3項及び財務規程第15条第1項に、収入日計表を作成し、その日の収入取引を整理しなければならないことが定められているが、日ごとの収入日計表として作成されてい</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>平日の勤務体制は早番遅番制を採用しており、早番勤務者の終業時間に合わせ夕方に収入日計表を作成していた。そのため、夕方以降の収入に関しては、翌日の収入日計表に合算して</p>	

<p>ないものがあった。</p>	<p>作成していた。また、金曜日の夜間、土曜日・日曜日の収入に関しては、その日のうちに決裁が受けられないことから、月曜日の夕方に合算して作成し、決裁を受けていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>平日は遅番勤務者がその日の収入日計表を終業時に作成し、翌日に決裁を受けるよう改めた。土曜日・日曜日は閉館時に勤務している職員が日ごとに収入日計表を作成し、月曜日に決裁を受けるように変更した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>複数の職員で日ごとの現金収入額と日計表の金額が一致していることを確認することにより、再発防止に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>職員の各規程に対する認識の徹底を図るとともに適正な事務の執行及び再発防止に努めるよう協会に対し指導した。</p>
------------------	---

監査対象団体	きらっとやまなし共同事業体	
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課	
監査実施日	令和4年11月16日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>基本協定書第30条第2項に、指定管理者は自己の各年度の決算が確定した後、速やかに財務諸表又はこれに類するものを県教育委員会に提出しなければならないことが定められているが、提出されていなかった。</p>		<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>基本協定書の確認不足により、提出が必要であることを認識していなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和3年度分は監査後に提出した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>複数人による確認体制を作り、提出漏れが無いように努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>令和3年度分については、監査終了後、提出させた。今後は決算が確定次第、すみやかに提出するよう指導した。</p>